

訪問介護 重要事項

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	有限会社穀物菜館
代表者名	代表取締役 藤崎 建司
所在地・連絡先	(所在地) 千葉県松戸市松戸新田21番地2 (電話) 047-308-3946 (FAX) 047-308-3947

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	穀物菜館訪問介護事業所
所在地・連絡先	(所在地) 千葉県松戸市松戸新田21番地2 穀物菜館ビル4階 (電話) 047-308-5519 (FAX) 047-308-5520
事業所番号	1271207647

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人員	資格	(令和8年6月1日現在)			
			区 分			
			常勤(人)		非常勤(人)	
			専従	非専従	専従	非専従
管理者	1名			1		
サービス提供責任者	1名以上	介護福祉士	1			
訪問介護員等	常勤換算 2.5名以上	介護福祉士・ヘルパー2級 介護職員実務者研修修了者	2		1	1

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	松戸市全域及び隣接する市川市、鎌ヶ谷市、柏市の一部 (事業所から10キロメートル圏内) 区域とする。
------------	---

※ 上記地域以外の方も、希望の方はご相談下さい。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	月曜日～日曜日
営業時間	8:00～18:00

サービス提供日	365日
サービス提供時間	8:00～22:00

3 サービスの内容

1 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 食事介助・・・食事、水分補給の介助 排泄介助・・・オムツ交換、トイレ誘導、尿器介助、洗浄 身体保清介助・・・清拭、入浴、洗髪、部分浴、洗面、口腔ケア 移動介助・・・移動移乗介助、通院外出介助、体位変換
2 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など
3 その他	介護相談ら

■ 訪問介護計画の作成及び評価等

担当のサービス提供責任者が、居宅サービス計画に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問介護計画を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

4 費用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割が利用者様の負担額（一定以上の所得がある65歳以上の利用者様は2割、または3割）となります。

【料金表】

■ 訪問介護（地域加算 1単位：10.7円）

区分／所要時間	単位数	基本利用料	利用者負担額			
			1割	2割	3割	
身体介護	20分未満	163	1744円／回	174円／日	349円／日	523円／日
	20分以上 30分未満	244	2610円／回	261円／回	522円／回	783円／回
	30分以上 1時間未満	387	4140円／回	414円／回	828円／回	1,242円／回
	1時間以上 1時間30分未満	567	6066円／回	607円／回	1,213円／回	1,820円／回
生活援助	20分以上 45分未満	179	1915円／回	192円／回	383円／回	575円／回
	45分以上	220	2354円／回	235円／回	471円／回	706円／回

※基本料金に対して早朝（6：00～8：00）・夜間（18：00～22：00）帯は25%増
深夜（22：00～6：00）帯は50%増しとなります。

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問介護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、超えた額の全額が利用者様の自己負担となりますのでご注意ください。

※ 利用者様の身体的理由もしくは暴力行為等の事情があり、かつ、利用者様又はそのご家族等の同意を得て、訪問介護員が2人で訪問する場合は、2人分の料金となります。（介護予防を除く。）

■加算 上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

初回加算…新規の利用者へサービス提供した場合（200単位）

介護職員処遇改善加算Ⅲ…1月の利用料金の20.7%の1割負担分または2割・3割負担分

■同一建物内減算 穀物菜館レジデンスに入居され穀物菜館訪問介護事業所のサービスをご利用される方は12%減算の対象となります。

■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。

なお、自動車等を使用した場合は、次の交通費をいただきます。

通常の事業の実施地域を越えてから、片道10キロメートル未満	500円
通常の事業の実施地域を越えてから、片道10キロメートル以上	1000円

■その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

■キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日、18：00までに連絡があった場合	無 料
利用日前日18：00以降の急なキャンセル	100%

■利用料等のお支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、30日までに下記口座に振り込んで下さい。入金確認後、領収証を発行します。

現金支払い等支払い方法については、ご相談ください。

とうかつ中央農業協同組合 松戸南支店 普通預金口座（口座番号 0020772） 口座名義 有限会社穀物菜館

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

穀物菜館訪問介護が行う指定訪問介護の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または訪問介護員研修の修了者が要介護状態にある高齢者に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

①訪問介護員等は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行います

②事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、

総合的なサービスの提供に努めるものとします。

- (3) その他 月1回研修ミーティングを実施しています。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

当事業所 相談窓口	窓口責任者 山下 綾子 受付時間 9:00-18:00 連絡先 電話 047-308-5519
松戸市 介護保険課	電話番号: 047-366-1111
市川市 福祉生活課	電話番号: 047-334-1111
柏市 介護保険課	電話番号: 047-167-1111
鎌ヶ谷市 高齢者支援課	電話番号: 047-445-1141
千葉県国民健康保険団体連合会	電話番号: 043-254-7428

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

8 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等、市町村及び千葉県に連絡を行います。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

- ※ 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- ※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の利用にあたってのご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務をおこなうことができませんので、あらかじめご了承ください。
 - ① 医療行為及び医療補助行為
 - ② 各種支払いや年金らの管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③ 他の家族の方に対する食事の準備など
- (2) 訪問介護員に対し、贈り物や飲食の提供などはお断りいたします。

11 虐待の防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

12 身体拘束の適正化に関する事項

- (1) サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という。）を行いません。
- (2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとします。

■ 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

附則

平成 29 年 4 月 1 日改定
平成 29 年 6 月 1 日改定
令和 5 年 12 月 13 日改定
令和 6 年 6 月 1 日改定
令和 7 年 1 月 21 日改定
令和 8 年 6 月 1 日改定